

## 【イーストでんき】重要事項説明書

下記の事項を十分にお読みください。

この重要事項に関する書面は、電気事業法第2条の13および第2条の14の規定に基づき、お客さまと当社間の電気供給約款についての重要な事項を記載したものです。内容をご確認いただけますようお願いいたします。

小売電気事業者 (契約当事者)	株式会社ストエネ 小売電気事業者登録番号 A0476 〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目36番1号 お問い合わせ窓口 電話 0570-070-336 受付時間 10:00～18:00(定休日：年末年始) ※停電・緊急時は一般送配電事業者の連絡先をご案内いたします。		
供給電圧	100V/200V	計量方法	一般送配電業者設置の電力量計により計量
周波数	東日本 50Hz (静岡県の富士川と新潟県の糸魚川あたりを境に、東側を東日本としています。)		
供給可能エリア	北海道・東北・東京電力エリア		
契約期間	契約期間は、電力供給契約が成立した日から、廃止または解約により電力供給契約が消滅する日までといたします。		
最低契約期間	<b>最低契約期間は、電力供給契約が成立した日が属する月を1か月目とした24か月間といたします。</b>		
電気供給約款	掲載 URL： <a href="https://sutoene-service.jp/service/electricity/terms/">https://sutoene-service.jp/service/electricity/terms/</a>		

### ■お申込み方法

当社電気供給約款および本書面の内容を承認のうえ、当社または販売の媒介または代理の事業を行う事業者所定の様式によってお申込みいただけます。

### ■供給開始予定日

- 小売電気事業者を当社に切り替える場合は、供給開始に必要な手続きが完了した後の最初の検針日または計量日といたします。
- お引越しの場合は、原則としてお客さまの希望日といたします。ただし、既に電気の使用を開始している場合は、その使用を開始した日を供給開始日といたします。
- 当社電気供給約款第10条第1項及び本条に定める供給開始に必要な手続きが完了した時点で、当社が指定する方法による、お客さまの支払方法の登録手続きが完了を要します。**支払方法の登録手続きが完了していない場合、上記で定める供給開始日に供給を開始できない場合があります。**

### ■キャンセル

お申込みをキャンセルされる場合、当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。キャンセルの手続きが間に合わない場合、供給開始日から終了日までの電気料金については、当社にお支払いいただけます。

### ■契約容量

- 従量電灯B(北海道・東北・東京エリア)：最大需要容量は、原則20アンペア以上60アンペア以下  
従量電灯C(北海道・東北・東京エリア)：契約容量は、原則6キロボルトアンペア以上50キロボルトアンペア未満  
契約電力ならびに契約電力について代えて適用される契約電流および契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、原則として、お客さまからの申し出にもとづき定めます。この場合、原則として、契約電流に応じて一般送配電事業者の電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けます。  
契約容量または契約電力は、別に定める場合を除き、原則として、あらかじめお客さまにご用意いただく契約主開閉器の定格電流をもとに算定いたします。
- 小売電気事業者を当社に切り替える場合は、切り替え前の契約容量および契約電力でご契約いただけます。
- お引越しの場合は、お引越し先の契約容量または契約電力でご契約いただけます。ただし、お引越し先の契約容量が確認できない場合は、当社からご連絡させていただきます。

### ■スマートメーター

お客さまの電気メーターがスマートメーターではない場合、供給開始にあたり一般送配電事業者がスマートメーターに取り替える場合があります。

### ■工事費等

計量器および電流制限器等の供給設備については、一般送配電事業者の所有であり、工事や修理の際には一般送配電事業者の費用負担となります。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際にはお客さまの費用負担となる場合があります。一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、当社が工事費負担金等を請求された場合は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

### ■料金調定の方法

毎月当社がお知らせする前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間、または当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間にて、一般送配電事業者が設置した記録型計量器の値に基づき電気料金の算出を行います。

### ■お客さまのご協力

- お客さまは、一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項を遵守するものとし、これを承諾するものとします。
- 一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、供給設備、電気工作物等の設計、施工、改修、確認、検査等の業務を実施する場合、当社または一般送配電事業者がお客さまの土地または建物に立ち入ることおよび当該業務を実施することにご承諾いただけます。
- お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客さまの負担に必要な措置を講じていただきます。
- 一般送配電事業者が需要場所に電気供給に必要な設備を施設する場合、お客さまには当該設備の施設場所を電力会社に無償で提供していただきます。
- 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合、電力会社は、その電気工作物を無償で使用することができるものとします。
- お客さまは電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、一般送配電事業者及び当社に速やかにその旨を通知していただきます。また、お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者及び当社に通知していただきます。
- お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、一般送配電事業者が調査する場合、当該調査にご協力いただけます。

### ■最低契約期間および解約違約金

- 最低契約期間は、電力供給契約が成立した日が属する月を1か月目とした24か月目の末日までとし、最低契約期間満了の前に電力供給契約を解約した場合、解約日時点での最低契約期間の残月数に応じた解約違約金をお支払いいただきます。**

- 金をお支払いいただきます。**
- お引越しの場合、当社が本書で指定する供給可能エリアへのお引越しでありかつ当社の電力供給契約にお申込みいただける場合に限り、お引越し前の電力供給契約における最低契約期間を、お引越し先の電力供給契約における最低契約期間に引き継ぐものとします。
- 本書で指定する電力供給可能エリア外へお引越しの場合、解約日時点での最低契約期間の残月数に応じた解約違約金をご請求いたしますが、ご請求時にその同額を値引かせていただきます。
- 解約違約金の最大額は12,000円(不課税)とし、電力供給契約の解約時点の契約月数の期間に応じて以下の金額をお支払いいただきます。**

契約月数	1か月(※)	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
解約違約金額の額	12,000円	11,500円	11,000円	10,500円	10,000円	9,500円
	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
	9,000円	8,500円	8,000円	7,500円	7,000円	6,500円
	13か月	14か月	15か月	16か月	17か月	18か月
	6,000円	5,500円	5,000円	4,500円	4,000円	3,500円
	19か月	20か月	21か月	22か月	23か月	24か月
	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円	1,000円	500円

※電力供給契約の開始日が属する月を1か月目といたします。

### ■お客さまのお申し出による契約の変更および終了

- 電力供給契約の変更を希望される場合は、新たに電力供給契約を希望される場合に準じてお申込みいただけます。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、当社と一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日以降の最初の検針日または計量日に当該契約は変更されます。
- 電気の使用を終了しようとされる場合は、**終了期日の20日前までに本書面上部に記載のお問合せ窓口までお電話にてその旨を当社にご通知いただくか、マイページ(<https://mypage.sutoene.co.jp/>)**からお申込みください。この場合、原則として、お客さまが当社に通知または申し込んだ終了期日に電力供給契約は終了いたします。
- 既に電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更または電力供給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合、原則として、当社は当該精算金をお客さまにお支払いいただきます。**

### ■契約に関わる注意事項

- 契約にあたりお客さまに遵守いただく事項等は、電気供給約款をご確認ください。なお、遵守いただけない場合、契約を解除することがあります。
- お客さまが、契約の変更、解約のお申し出で、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日に供給契約は終了するものといたします。
- 以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は契約解除日の15日前までに書面および電磁的方法(電子メールおよびSMSを含みます。)で通知の上、契約を解除することがあります。
  - お客さまが当社の定める支払期限を超過してお支払いされない場合
  - お客さまが電気供給約款に違反した場合
  - お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、または反社会的勢力の疑いがあると当社が認めた場合
- 当社は、解約希望日の3ヶ月前までに当社が適当と判断した方法(関係法令等において許容される方法とし、書面および電磁的方法(電子メールおよびSMSを含みます。))を含みますがこれに限りません。)による意思表示を行うことにより、お客さまとの供給契約を解約できるものとします。
- 当社が料金を改定する場合は、当社が適切と判断する期日までに、書面または電磁的方法(電子メール、SMS、および当社ホームページを含みます。)によりお知らせいたします。

### ■供給の停止、中止

- お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、お客さまが当社の電気供給約款に違反した場合には、電気の供給の停止が行われることがあります。
- 非常変災、供給設備の故障、点検、修繕、変更その他やむをえない場合および供給上または保安上必要がある場合、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給が中止され、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

### ■供給停止に関わる注意事項

- 凍結防止帯を使用している場合、供給停止により影響を与える可能性があります。
- マンション等の場合、供給停止により共用設備に影響を与える可能性があります。
- 人工呼吸器、酸素吸入器等の医療機器を使用している場合、供給停止により影響を与える可能性があります。

### ■料金の支払方法

- 電気供給約款第22条(料金その他の支払方法)第1項の定めに関わらず、「イーストでんき」にお申し込みをいただいた場合の支払方法は、以下記載の方法に限定させていただきます。**

支払方法		料金の支払期日
クレジットカード	支払日はクレジットカード会社によって異なります。	原則として請求締日の翌月末日

- 上記で指定する支払方法でのお支払いが確認できない場合は、振込兼コンビニ請求書を発行いたしますので、振込兼コンビニ請求書によりお支払いください。振込兼コンビニ請求書を発行する場合、事務手数料として発行毎に550円(税込)をお客さまにご負担いただけます。
- お客さまが「イーストでんき」のほかに、当社が提供するその他のサービスにお申込みいただいた場合、**当該サービスに対する支払方法は上記で指定する支払方法に限定させていただきます。**なお、「イーストでんき」のお申込み時点で**当社が提供するその他のサービスを、上記で指定する支払方法以外の支払方法でご利用いただいている場合、**

「イーストでんき」にお申込日を変更日として、支払方法を上記で指定する支払方法に変更するものとします。なお、変更後の支払方法によるお支払の開始は、サービスごと規約等の定めに従うものとします。

### ■請求金額・使用電力量

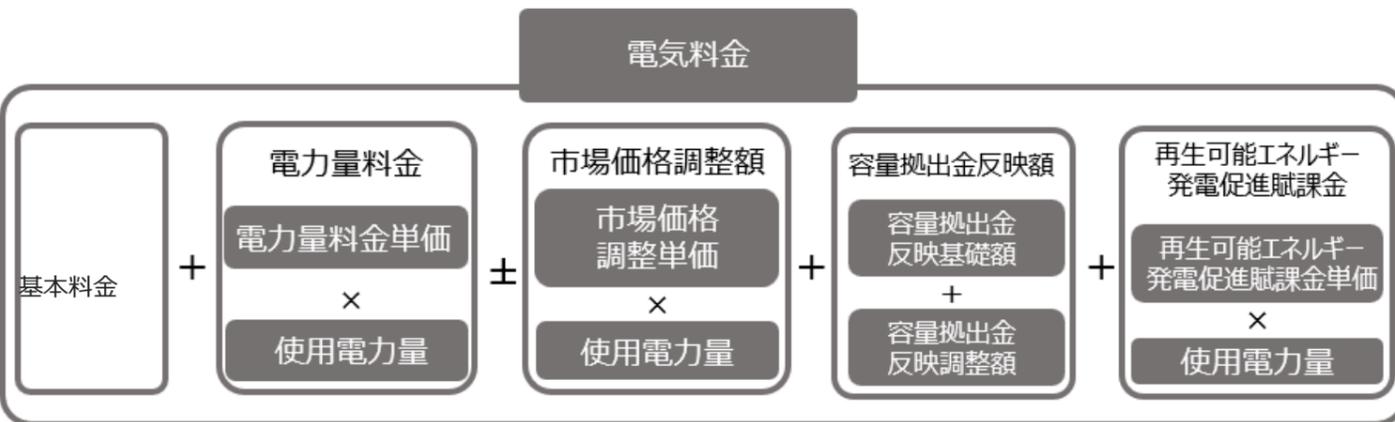
1. 電気料金は、一般送配電事業者にて計量した使用電力量に基づき、当社が定める契約種別および料金プランに応じて計算いたします。当社の供給開始日と同時に契約容量を変更することはできません。毎月のご請求金額・ご使用電力量は、マイページ (<https://mypage.sutoene.co.jp/>) にてお知らせいたします。

※請求明細の郵送を希望される場合、事務手数料として発行毎に 330 円 (税込) をお客さまにご負担いただきます。

2. お客さまが電気料金または工事費等を、支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、**支払われていない金額から、消費税等相当額から当社電気供給約款第 23 条 (延滞利息) 第 2 項により規定する算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、年 10 パーセントの割合を乗じた金額を延滞利息としてご請求させていただきます。**

### ■契約種別および料金

電気料金は、**基本料金、電力量料金、容量拠出金反映額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計**といたします。ただし、**市場価格調整額の加減算を適用**いたします。なお、料金の詳細 (単価等) は別紙料金表のとおりとし、また使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。



### ■市場価格調整額

市場価格調整額は、各契約種別における料金につき、【その 1 月の使用電力量 × 「市場価格調整単価」】の算式によって算定する金額とし、「平均市場価格」が「基準値 X」を下回る場合は電気料金から減算され、「平均市場価格」が「基準値 X」を上回る場合は電気料金に加算されます。

「平均市場価格」、「市場価格調整単価」および「基準値 X」の定義はそれぞれ以下のとおりとします。

#### ※平均市場価格：

一般社団法人日本卸電力取引所 (以下「JEPX」といいます。) が公表するスポット取引 (「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。) における各平均市場価格算定期間 (当社電気供給約款 別表 6【市場価格調整】(1)ハにて定めます。) 中のエリアプライス (適用するエリアプライスは JPEX が公表する値とし、当社電気供給約款別表 6【市場価格調整】(1)ホのとおりとします。) の合計を当該算定期間中における商品の数により除した値に 1.20 (以下「調達単価係数」といいます。) を乗じた値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額を含まず、平均市場価格の単位は、1 キロワット時当たり 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、当社は、調達単価係数を変更する場合がございます。この場合、当社は、当社が適当と判断した方法により通知いたします。

#### ※市場価格調整単価：

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、供給区域ごとの 1 キロワット時当たりの平均市場価格および供給エリアごとに定める基準値 X によって以下のとおりといたします。

平均市場価格	市場価格調整単価 (税込) の算定式
基準値 X 未満の場合	(基準値 X - 平均市場価格) × (1 + 消費税率)
基準値 X 以上の場合	(平均市場価格 - 基準値 X) × (1 + 消費税率)

N 月の計量日から N+1 月の計量日の前日までの期間に使用された電気には、N 月 1 日から末日までの期間に係る平均市場価格によって算定された市場価格調整単価を適用いたします。ただし、各月の計量日が当該月の 1 日に該

当する場合、計量期間の末日が属する月の前月 1 日から末日までの期間に係る平均市場価格によって算定された市場価格調整単価を、当該計量期間に使用される電気に適用するものとします。

### 基準値 X：

基準値 X は、供給区域ごとに下表のとおりとします。なお、当社は、基準値 X を変更する場合があります。この場合、電磁的方法により通知いたします。

供給区域	基準値 X	供給区域	基準値 X
北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域	5.00 円
東北電力ネットワーク株式会社の供給区域	5.00 円		

※当社は、前述にかかわらず、当社の裁量により、電磁的方法により事前にお客さまに通知することで、市場価格調整額の一部もしくは全部について料金に加算しないこと、または市場価格調整額の一部もしくは全部について分割にて料金に加減算することができるものとします。

※市場価格調整額の加減算を分割に行っているお客さまの供給契約が終了する場合、供給契約が終了した日時点における料金に加減算していない市場価格調整額の合計金額 (以下「未履行調整額」といいます。) については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

※未履行調整額を減算する場合で、かつ未履行調整額が最終の料金の請求金額を超過した場合、当社は別途当社の定める時期までに、当社の定める方法にてお客さまに返金いたします。お客さまの責めに帰すべき事由により返金を行うことができない場合、電磁的方法にてお客さまに通知することで是正を求めますが、当社が当該通知を発した後 6 ヶ月以内にお客さまがこれを是正しない場合 (お客さまの責めに帰すべき事由により、当該通知がお客さまに到達しなかった場合を含みます。) には、当該期間が経過した時点をもってお客さまの当社に対する未履行調整額の返還請求権は消滅するものとします。

※その他の詳細は、**電気供給約款別表 6 に定める内容をご確認ください。**

### ■容量拠出金反映額

容量拠出金反映額は、容量市場における供給力の取引に関して当社が負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める以下の金額を、電力供給契約ごとに一律でご請求するものをいいます。なお、容量拠出金反映額に上限はありません。

**容量拠出金反映額 = 容量拠出金反映基礎額※ + 容量拠出金反映調整額※**

#### ※容量拠出金反映基礎額：

広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに、当社が年度 (毎年 4 月の計量日から翌年 4 月の計量日の前日までの期間) 分として供給区域ごとに算出し設定する金額に消費税相当額を加えたものとします。

#### ※容量拠出金反映調整額：

当社が、容量拠出金反映額として当社がお客さまに請求した金額から、当社が広域機関より請求される容量拠出金の金額を引いた金額 (以下「容量拠出乖離額」といいます。) をもとに、その調整の大元となる容量拠出金反映額の請求を受けたお客さまが否かに関わりなく、各月の計量日から翌月の計量日の前日までの算定期間分として供給区域ごとに定める金額に消費税相当額を加えた金額とします。当社は、容量拠出金反映調整額の加減算により、発生した容量拠出乖離額に係る調整を行うことができるものとします。

なお、各算定期間にて適用する容量拠出金反映基礎額および容量拠出金反映調整額は、当社ホームページのほか、当社が適当と判断した方法にて公表をいたします。

### ■再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その **1 月の使用電力量に、以下に定義する再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じた金額**とします。なお、この場合の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

#### 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価：

再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示 (以下「納付金単価を定める告示」といいます。) およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

**個人情報の取扱いについて**

当社は、お客さまに関する情報を、当社の「個人情報の取扱いについて」にて定める範囲にて利用いたします。個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページの「個人情報の取扱いについて」([https://sutoene.co.jp/personal\\_info\\_denki/](https://sutoene.co.jp/personal_info_denki/)) をご参照ください。

**クーリング・オフに関するお知らせ**

1. お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客さまにお送りする法定の重要事項説明書面をお客さまが受領した日（同日を含みます。）から起算して 8 日を経過するまでは、書面または当社ホームページのクーリング・オフの受付フォームより無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）から発生します。
2. この場合、
  - ① お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
  - ② すでに引渡された商品の引取りや移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。
  - ③ お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - ④ お客さまには電気を使用したときにおいても、当社は、お客さまに対し、役務の対価その他の金銭の支払いを請求することはできません。
  - ⑤ お客さまは、役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、当社に対し、原状回復に必要な措置を無償で講じるよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための通知がされた日（同日を含みます。）から起算して 8 日を経過するまでは、書面または当社ホームページのクーリング・オフの受付フォームによりクーリング・オフを行うことができます。
4. 書面にてクーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえご郵送ください。  
 名称：株式会社ストエネ 受付窓口  
 住所：〒760-0023 香川県高松市寿町 1-4-3 高松中央通りビル 9F
5. 当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。  
<https://sutoene-service.jp/coolingoff/>

**【別紙】料金表**

（凡例）アンペア=A、キロボルトアンペア=kVA、キロワット時=kWh、キロワット=kW

**イーストでんき【ちょー割プラン（単位：円 / 税込）】**

料金区分 (従量電灯B相当)		北海道	東北	東京
基本料金 (月額)	20A	563.64円	517.44円	467.62円
	30A	845.46円	776.16円	701.43円
	40A	1,127.28円	1,034.88円	935.24円
	50A	1,409.10円	1,293.60円	1,169.05円
	60A	1,690.92円	1,552.32円	1,402.86円
電力量料金	第1段階	15.91円	16.29円	15.79円
	第2段階	20.82円	20.00円	17.11円
	第3段階	22.68円	20.16円	20.25円

第1段階：最初の120kWhまでの1kWhにつき

第2段階：120kWhをこえ300kWhまで（北海道エリアのみ、120kWhをこえ280kWhまで）の1kWhにつき

第3段階：300kWhをこえる（北海道エリアのみ、280kWhをこえる）1kWhにつき

料金区分 (従量電灯C相当)		北海道	東北	東京
基本料金 (月額)	1kVAにつき	281.82円	258.72円	233.81円
電力量料金	第1段階	15.91円	16.29円	15.79円
	第2段階	20.82円	20.00円	17.11円
	第3段階	22.68円	20.16円	20.25円

第1段階：最初の120kWhまでの1kWhにつき

第2段階：120kWhをこえ300kWhまで（北海道エリアのみ、120kWhをこえ280kWhまで）の1kWhにつき

第3段階：300kWhをこえる（北海道エリアのみ、280kWhをこえる）1kWhにつき